

# 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案概要

## 1 過疎地域の市町村の追加

平成 27 年国勢調査結果を用い、次の（１）及び（２）の要件を満たす市町村を過疎地域に追加すること。

### （１）人口要件（①又は②）

#### ① 45 年間基準

a) 昭和 45 年～平成 27 年の人口減少率が 32%以上であること。

又は

b) 昭和 45 年～平成 27 年の人口減少率が 27%以上であり、かつ、高齢者比率(65 歳以上人口)が 36%以上又は若年者比率(15 歳以上 30 歳未満人口)が 11%以下であること。

※ ただし、a)又はb)に該当しても、25 年間（平成 2 年～平成 27 年）の人口増加率が 10%以上である市町村を除く。

#### ② 25 年間基準

平成 2 年～平成 27 年の人口減少率が 21%以上であること。

### （２）財政力要件

平成 25 年度～平成 27 年度の 3 箇年度に係る財政力指数の平均が 0.5 以下であること。

※ 公営競技に係る収益が 40 億円以下であるという要件は、政令に規定する。

## 2 過疎対策事業債の対象の拡充

過疎地域における教育の一層の振興を図るため、過疎関係市町村の要望等を踏まえ、

- ① 市町村立の専修学校
- ② 市町村立の各種学校
- ③ 市町村立の特別支援学校
- ④ 市町村立の中等教育学校

を過疎対策事業債の対象に追加すること。

※ 現在政令で規定されている市町村立の幼稚園を法律に規定するとともに、学校教育施設の对象について、主な施設のみを法律に、附帯的な施設を政令に規定するという整理を行う。

## 3 減価償却の特例及び地方税の課税免除等に伴う措置の拡充

国税（所得税・法人税）に係る減価償却の特例及び地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象業種について、情報通信技術利用事業（コールセンター）を廃止し、新たに農林水産物等販売業を追加すること。

## 4 施行期日

この法律は、平成 29 年 4 月 1 日から施行すること。